

国立大学法人北海道大学大学院水産科学研究院及び 北海道大学北方生物圏フィールド科学センターと 福島吉岡漁業協同組合並びに福島町との連携協定書

1 国立大学法人北海道大学大学院水産科学研究院及び北海道大学北方生物圏フィールド科学センターと福島吉岡漁業協同組合並びに福島町は、互いに連携のもと、学術・教育・文化及び地域振興に関する各分野において協力し、相互の発展充実を目的として、この協定を締結する。

なお、相互協力の形態、協力による成果の利用条件などについて、四者間で協議するものとする。

【連携事項】

- (1) 水産科学技術の発展に関すること
- (2) 水産資源の活用に関すること
- (3) 地域振興に関すること
- (4) 教育・人材育成に関すること
- (5) その他両者の協議による事項

2 この協定は四者が署名した日に発行し、平成28年3月末日までの期間に限り有効とする。

ただし、四者のうちのいずれかにより異議の申し出がない場合は、自動的に1年間期間を延長し、その後も同様とする。

3 この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、四者が各1通を保管するものとする。

平成28年1月25日

国立大学法人北海道大学大学院水産科学研究院長

国立大学法人北海道大学
北方生物圏フィールド科学センター長

福島吉岡漁業協同組合代表理事組合長

福島町長









